

岐 阜 県 公 報

目 次

監査委員告示

随時監査の結果に関する報告の公表
 財政的援助団体等監査の結果に関する報告の公表
 定期監査の結果に基づいて講じた措置の公表

(監 査 委 員) 一
 (同) 二
 (同) 五

監査委員告示

岐阜県監査委員告示第四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第一項及び第五項の規定により平成三十一年一月二十八日に執行した随時監査の結果に関する報告を決定したので、同条第九項の規定により次のとおり公表する。

平成三十一年一月二十八日

岐阜県監査委員	山 本 勝 敏
岐阜県監査委員	太 田 維 久
岐阜県監査委員	山 本 泉
岐阜県監査委員	藤 良 寛
岐阜県監査委員	杉 山 祐 子

号 外 (一) 平 成 三 十 一 年 一 月 二 十 八 日

随時監査の結果に関する報告について

第1 監査の趣旨

県の機関における財務に関する事務の執行について、不適正な事務処理の未然防止及び内部けん制機能の強化の観点から、定期監査とは別に、事前通告を行わない抜き打ちの手法を用いて監査を実施した。

第2 監査の概要

1 監査実施機関及び監査実施年月日

予備監査 (事務局職員による実地監査)

① 畜産研究所 (養豚・養鶏研究部) 平成 30 年 6 月 22 日 (金)

② 可児警察署 " "

③ 森林整備課 (東濃松採種園) 平成 30 年 9 月 26 日 (水)

④ 中津川工業高等学校 " "

⑤ 水産研究所 (下呂支所) 平成 30 年 11 月 15 日 (木)

⑥ 飛騨特別支援学校 (高山日赤分校) 平成 30 年 12 月 11 日 (火)

本監査 (監査委員による書面監査)

平成 31 年 1 月 28 日 (月)

2 監査対象年度

平成 30 年度

3 監査対象事項

- ・ 現金の取扱い
- ・ 拾得金、拾得物の管理
- ・ 生産物の出納管理
- ・ 毒劇物の出納管理

第3 監査の結果

上記 6 機関において、指摘及び指導する事項はなかった。

岐阜県監査委員会告示第五号

地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第九十九条第七項の規定により平成三十年十一月及び十二月に執行した財政的援助団体等監査の結果に関する報告を決定したので、同条第九項の規定により次のとおり公表する。

平成三十一年一月二十八日

岐阜県監査委員	山 本 勝
岐阜県監査委員	太 田 敏
岐阜県監査委員	山 本 泉
岐阜県監査委員	藤 良 寛
岐阜県監査委員	杉 山 祐 子

第 1 監査実施団体数

区 分	監 査 実 施 団 体 数	団体監査結果件数			所管機関監査結果件数		
		指摘 事項	指導 事項	検討 事項	指摘 事項	指導 事項	検討 事項
出資・出捐団体	5	1	4	0	0	0	
補助金等交付団体	6	3	2	1	0	2	
指定 管理 者	2	0	0	0	0	0	
合 計	13	8	3	5	3	2	

(注) 監査結果の区分については、次のとおり。
 ・ 指摘事項 是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの
 ・ 指導事項 是正又は改善を求める事項
 ・ 検討事項 所掌する事務の執行の適正化のため検討を求める事項

第 2 監査結果

監査の結果、5団体において3件の指摘事項及び5件の指導事項並びに2所管機関において2件の指摘事項及び1件の指導事項が認められたので、監査対象団体及び所管機関に対し是正又は改善の措置を講ずるよう求めた。

1 出資・出捐団体 (5団体)

実施団体名	実施年月日	実施団体名	実施年月日
一般財団法人世界遺産白川郷合掌造り保存財団	平成30年12月27日	地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院	平成30年11月30日
公立大学法人岐阜県立看護大学	平成30年11月29日	公益財団法人岐阜県研究開発財団	平成30年12月27日
公益財団法人岐阜県暴力追放推進センター	平成30年12月27日		

【監査の結果】
 次のとおり指摘又は指導する事項があった。

ア 監査対象団体	区 分	内 容
一般財団法人世界遺産白川郷合掌造り保存財団	指導事項	平成29年度の公益目的支出計画(実施報告書)において、次のとおり会計区分ごとの公益と費用が対応していないことにより、平成29年度末現在の公益目的財産残額が適正なものとなっていないので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。 1 財団運営事業の収益(補助金)を法人会計のみに計上しているが、費用は法人会計及び実施事業等会計に計上していた。 2 指定管理事業の収益(指定管理料)をその他の会計のみに計上しているが、費用はその他会計及び実施事業等会計に計上していた。

実施団体名	指導事項	指導事項
地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院	指導事項	平成29年度の決算において、前年度指導したにもかかわらず、医薬未収金の貸倒損失額の計上を誤っていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
公立大学法人岐阜県立看護大学	指導事項	平成29年度の決算において、平成29年3月に取得した車両に係る耐用年数の登録を誤っていたことにより、減価償却済額が109,761円過大となり、固定資産の帳簿価額が過小に計上されていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
	指導事項	学生ホール食堂運営業務について、事務の執行に係る決裁が行われておらず、また、平成24年度に更新条項が無い契約書を取り交わして以降、「公立大学法人岐阜県立看護大学契約事務取扱規程」に定める契約書の作成が省略可能な事案として契約書を作成することなく、前記の契約書に基づき業務を実施していた。 当該運営業務は、食堂や売店の運営を民間事業者に委託し、運営に係る費用は委託者が負担する一方、運営に必要な施設及び備品は無償で使用させる特殊な契約であるが、事務の執行に係る決裁や契約書は、委託業務の範囲、委託料、施設管理の内容等を規定する重要な書類であるため、今後は適正に処理されたい。
	指導事項	平成29年度の決算において、次の不適正な事項が認められたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。 1 未収入金の取消し処理を行わなかったこと及び未収入金収入時の仕訳処理を誤ったことにより、計4件38,923円が過大に計上されていた。 2 自動販売機設置事業者等が負担すべき自動販売機の電気代について、振替伝票への記載を誤ったことにより、立替金が300円過大に計上されていた。

2 補助金等交付団体 (6団体)

実施団体名	補助金等の名称	実施年月日
日本エコシステム	競技力向上対策事業交付金(清流アスリート強化事業：トップアスリート拠点クラブ)	平成30年12月27日
ぎふ親子ほのぼの推進ネットワーク	地域子育て力向上広域連携促進事業費補助金	平成30年12月27日
医療法人香徳会	岐阜県病院内保育所運営事業費補助金	平成30年12月27日
	岐阜県病院内保育所夜間運営費補助金	
	岐阜県新入看護職員研修事業費補助金	
	岐阜県短期間巡回訪問介護基礎強化事業費補助金	
	岐阜県短期間巡回訪問介護基礎強化事業費補助金	平成30年12月27日
下呂市鳥獣害防止総合対策協議会	岐阜県基金事業補助金(里山林整備事業)	平成30年12月27日
濃飛乗合自動車株式会社	岐阜県バス運行対策費補助金(路線維持費補助金・広域バス路線支援事業費補助金・車両減価償却費等補助金)	平成30年12月27日

【監査の結果】
次のとおり指摘又は指導する事項があった。

ア 監査対象団体	区 分	内 容
さくら親子ほのぼの推進ネットワーク	指導事項	地域子育て力向上広域連携促進事業費補助金において、補助事業者が支出した費用の証拠書類を確認したところ、次のとおり補助対象経費の支出証拠書類として十分でないものが見受けられたので、今後は適正に処理されたい。 1 講師料の支払について、領収書で領収者の署名がないものがあつた。 2 旅費の支給について、複数の者に対する旅費であるにもかかわらず、1枚の領収書で処理されており、当該領収書の領収者の署名も1名のみとなっているものがあつた。
医療法人香徳会	指摘事項	岐阜県病院内保育所夜間運営費補助金において、開所時間の要件を満たさない保育実施日数を含めて補助対象経費を算定していたことにより、補助金82,000円が過大受給となつていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
	指摘事項	岐阜県新人看護職員研修事業費補助金において、実際の研修時間数とは異なる時間数をもって補助対象となるべき人件費を算定していたことにより、補助金16,000円が過大受給となつていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。

イ 所管機関	機 関 名	実施団体名	区 分	内 容
	私学振興・青少年課	さくら親子ほのぼの推進ネットワーク	指導事項	子育て力向上広域連携促進事業費補助金において、補助事業者が支出した費用の証拠書類を確認したところ、次のとおり補助対象経費の支出証拠書類として十分でないものが見受けられ、実績報告書の審査及び確認が十分に行われていなかったため、今後は適正に処理されたい。 1 講師料の支払について、領収書に領収者の署名がないものがあつた。 2 旅費の支給について、複数の者に対する旅費であるにもかかわらず、1枚の領収書で処理されており、当該領収書の領収者の署名も1名のみとなっているものがあつた。
	医療福祉連携推進課	医療法人香徳会	指摘事項	医療法人香徳会に対する岐阜県病院内保育所夜間運営費補助金において、開所時間の要件を満たさない保育実施日数を含めて補助対象経費を算定していたことにより、補助金82,000円が過大交付となつており、実績報告書の審査及び確認が十分に行われていなかったため、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。

修事業費補助金において、実際の研修時間数とは異なる時間数をもって補助対象となるべき人件費を算定していたことにより、補助金16,000円が過大交付となつており、実績報告書の審査及び確認が十分に行われていなかったため、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。

3 指定管理者（2団体）

実施団体名	施設名称	実施年月日
飛騨コンソーシアム	飛騨・世界生活文化センター	平成30年11月30日
海津市	岐阜県さぼろ遊学館	平成30年12月27日

【監査の結果】
特に指摘及び指導する事項はなかった。

岐阜県監査委員告示第六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条第十二項前段の規定により岐阜県知事等関係機関から定期監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、同項後段の規定により通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成三十一年一月二十八日

岐阜県監査委員	山 本 勝 敏
岐阜県監査委員	太 田 維 久
岐阜県監査委員	山 本 泉
岐阜県監査委員	藤 本 良 寛
岐阜県監査委員	杉 山 祐 子

I 平成30年度定期監査の結果に基づき講じた措置の状況

1 平成30年度

(単位：件)

区 分	監査結果 A	措置済 B	今回措置を 講じたもの ※ C	未措置 A-B-C
指摘事項	89	34	12	43
指導事項	99	45	11	43
検討事項	5	2	0	3
計	193	81	23	89

※ 「今回措置を講じたもの」については、平成30年12月28日に知事等関係機関から通知があったもの
(注) 監査結果の区分については、次のとおり。

指摘事項：是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの

指導事項：是正又は改善を求める事項

検討事項：所管する事務の執行の適正化のため検討を求める事項又は現職機関の監査の結果として本庁の所管課に対し是正若しくは改善を求める事項

II 定期監査の結果に基づき講じた措置

1 平成30年度

(1) 監査結果（指摘事項）に基づき講じた措置

健康福祉部

機関名	監査結果	講じた措置
医療福祉連携推進課	物品の管理事務において、備科用フローアールセットなど4件（取得価格計1,674,105円）を亡失していたので、今後は物品管理の一層の徹底を図るとともに、再発防止に努めらわたい。	貸与先の（公社）岐阜県歯科医師会に対しては、貸与物品は固有物品であることの認識の徹底を図った。 また、貸与物品の現物実査については、これまで「物品の現物実査を実施しているが、書面にて現物実査を実施していたが、今後は、医療福祉連携推進課職員が現地において目視により確認作業を行うこととした。
西濃保健所	公務中の2件の交通事故について、損害賠償金として385,002円の費用負担が発生し、また、修繕料128,869円が支払われていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図らわたい。	事故発生直後に本人への直接指導を行い、直近の所内課長係長会議でこれを課題とし注意喚起を図り、事故防止の徹底を図った。 また、平成30年度当初に、改めて安全運転及び交通事故防止について周知徹底を図った。

当所職員は、業務の都合上、不慣れた場

<p>希望が丘こども医療福祉センター</p>	<p>診療料などの使用料及び診断書等交付の手数料（以下「使用料等」という。）の収入事務において、地方自治法施行令第158条に基づき、平成23年から私人に収入事務を委託しているが、当該委託を開始した当初から次のとおり不適切な取扱いをしてい</p> <p>たので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 使用料等の収入事務を私人に委託した場合は、受託した私人（以下「収入事務受託者」という。）の名で領収証書を交付させるべきところ、収入事務受託者に 2 出納員の印章を使用させ、出納員の名で領収証書を交付させていた。 3 収入事務受託者が収納した現金を出納員が受領した際に、収入事務受託者に対して領収証書を交付していなかった。 3 私人への収入事務の委託にあたり、岐阜県会計規則取扱要領に定める出納管理課長への合議がされていないかった。 	<p>所に出向くことも多いため、公用車更新の際、狭い道でも比較的運転しやすくて軽自動車を買った。今年度の更新も、更新料を安く抑えたい。更新料を安く抑えたい。更新料を安く抑えたい。</p> <p>今回の更新も、更新料を安く抑えたい。更新料を安く抑えたい。更新料を安く抑えたい。</p>
<p>森林文化アカデミー</p>	<p>時間外勤務手当等の支給事務において、次の不適切な事項が認められたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 休日に勤務命令により勤務した時間（11時から13時まで及び14時から21時まで）について、割り振られた正規の勤務時間（8時30分から12時まで）及び 	<p>時間外勤務手当及び休日勤務手当の支払不足分については追給手続を行って、平成30年9月分給与にて支払済みである。</p> <p>また、給与事務担当職員及び総務課職員が、岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和32年岐阜県条例第29号）第39条「休日の（休日）及び（給与事務の手引き）」を再確認し、代</p>
<p>奥土郷備部 機関名 恵那土木事務所</p>	<p>森林文化アカデミー駐車場付近の草刈作業により職員の車両を損傷させた1件の毀損事故について、損害賠償金として197,000円の費用負担が発生していたので、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られた。</p>	<p>13時から17時15分までの全部に勤務を命じたものではないため、休日の指定はできない。この場合は、正規の勤務時間については休日勤務手当を支給するべきところ、休日の指定を行ったとして、1時間15分のみ時間外勤務手当を支給していたため、時間外勤務手当1件11,687円、休日勤務手当1件12,622円が支払不足となっていた。</p> <p>2 時間外勤務手当を支給すべきところ、休日勤務手当を支給しているものがあつた。</p> <p>物品の管理事務において、情報システム機器など56件（取得価格計10,976,814円）を盗失（うちチェーンソーなど3件は盗難被害にあつた）していたので、今後は物品管理の一層の徹底を図るとともに、再発防止に努められた。</p> <p>備品の管理を徹底するために、全備品の写真データ及び所在場所を示したマップを作成し、設置場所と個体を特定するとともに、施設77箇所について場所ごとの備品管理責任者を明確化した。</p> <p>また、備品の移動や廃棄を行う際は、総務課へ書面にて申請する方式とした。</p> <p>なお、林政課（主管課）による会計指導を年1回程度実施することとした。</p> <p>盗難防止については、施設内を再確認して警備機器の追加や新たな鍵付き扉及び入感センサー付き回転灯の設置など、すぐに実施できる対策を講じるとともに、鍵の管理方法の見直し改善を実施した。</p> <p>また、防犯システムの更新及び監視カメラ設置について、今後、計画的な予算要求を実施するため、中期保全計画の見直しを行った。</p>
<p>監査結果</p>	<p>講じた措置</p>	<p>講じた措置</p>

<p>記事務委託等の単価契約事務において、契約の相手方から見積書を徴していたが、当該見積書の単価により契約すべきところ、一部の業務について、誤って予定単価で契約を締結しており、見積書の単価で契約した場合と比較すると支出総額が400円過大となっていたので、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>従って履行されていること及び差額は少額であることから請求は行わなかった。 今後、契約書を作成する際には、2者以上で確認し、適正に処理する。</p>
<p>道路管理上の1件の事故について、損害賠償金として710,000円の費用負担が発生していたので、道路パトロールの強化等道路管理について一層の徹底を図り、事故防止に努められたい。</p>	<p>平成29年9月14日の事故発生後は、応急的措置として、事故現場にコーン及び赤色照明を設置して注意喚起を実施し、10月26日には恒久的対策として、不具合のあったグレーチング蓋2枚を取り替え、受け枠とグレーチング蓋を溶接で固定した。 また、職員に対しては、道路パトロールでは側溝蓋の状態により注意を払って実施するよう周知した。 今後も定期的な道路パトロールや歩道パトロールは細心の注意を払って実施し、道路施設の損傷箇所を早期発見と危険箇所の速やかな補修を徹底することにより、道路事故の未然防止に努める。</p>

<p>教育委員会</p>	<p>機関名 可受教育事務所</p>	<p>監査結果 旅費の支出事務において、入力を誤ったことにより、1件10円が過払となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p>
<p>可児高等学校</p>	<p>機関名 可児高等学校</p>	<p>監査結果 物品の管理事務において、電動搬送機など5件(取得価格計43,876円)を亡失していたので、今後は物品管理の一層の徹底を図るとともに、再発防止に努められたい。</p>
		<p>講じた措置 過払となった旅費10円については、過年度収入処理を行い、平成30年12月4日に県に納入されたことを確認した。 旅費の入力事務を行う各小中学校に対し、今回の事業を例に再発防止に向けた指導を行うとともに、教育事務所においては、旅費支出書類の審査をより慎重に行うことを徹底し、適正な事務処理に努める。</p>
		<p>講じた措置 亡失した物品については、物品処分等調書を作成し、物品一覧表から除却を行った。今後は、物品を廃棄する際に物品台帳の処理を適正に行うなど職員の意識向上を図るとともに、物品の適正な管理と確実な現物実査を実施し、亡失などが発生しないよう再発防止に努める。</p>

<p>多治見北高等学校</p>	<p>物品の管理事務において、拡声器など3件(取得価格計612,281円)を亡失していたので、今後は物品管理の一層の徹底を図るとともに、再発防止に努められたい。</p>
<p>恵那農業高等学校</p>	<p>公務中に車両を損傷させた1件の毀損事故について、(修繕料)1,372,200円が支払われていたもので、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。</p>
<p>機関名 郡上農林事務所</p>	<p>監査結果 毒物及び劇物の管理事務において、「毒物劇物危害防止規定」に基づき保管管理を行うこととなっているが、定期的に残量を確認すべきところ、正確に確認されていないものがあったので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p>
<p>機関名 中農家畜保健衛生所</p>	<p>監査結果 公務中の1件の交通事故において、損害賠償金として66,947円の費用負担が発生し、また、修繕料182,282円(うち相手方負担分57,000円)が支払われていたもので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図</p>
	<p>職員会議で、物品の亡失があったことを周知するとともに、全職員に対し管理を徹底するよう通知した。 また、これまでの調査に基づき、物品の使用主たる者及び所在場所を正しく登録し直すとともに、物品ごとの写真付き台帳を更新した。 今後は、職員会議等において、定期的に物品の適切な使用及び管理について研修を行い、物品一覧表との不整合が発生しないよう徹底を図り、再発防止に努める。</p>
	<p>事故直後に当該職員から事故の状況及び原因を聴取し、安全な農業機械の取扱方法について再認識させ、再発防止に努めるよう校長から直接注意指導を行った。 また、安全運転が励行されるよう、「トラクタ安全運転マニュアル」の見直しを行った。 あわせて、農業機械を取り扱う職員に対して研修を行い、「トラクタ安全運転マニュアル」の内容を周知し安全意識の徹底を図るとともに、ベテラン職員から農業機械の安全な使用方法について実地で指導するなど、引き続き事故の再発防止に努める。</p>
	<p>保管管理している23品の毒物及び劇物について、直ちに残量を重量で計測し、「毒物劇物危害防止規定」に基づく管理台帳に記録するとともに、農業普及課長が管理台帳を確認するチェック体制を構築し、適正な保管管理を図った。</p>
	<p>事故発生後、直ちに所属長が事故を起こした職員に対し、交通法規遵守と安全運転励行について厳重注意を行った。 全職員に対しても、事故発生の際に事故の概要と安全運転について周知徹底を図</p>

(2) 監査結果(指導事項)に基づき講じた措置

<p>機関名 郡上農林事務所</p>	<p>監査結果 毒物及び劇物の管理事務において、「毒物劇物危害防止規定」に基づき保管管理を行うこととなっているが、定期的に残量を確認すべきところ、正確に確認されていないものがあったので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>保管管理している23品の毒物及び劇物について、直ちに残量を重量で計測し、「毒物劇物危害防止規定」に基づく管理台帳に記録するとともに、農業普及課長が管理台帳を確認するチェック体制を構築し、適正な保管管理を図った。</p>
<p>機関名 中農家畜保健衛生所</p>	<p>監査結果 公務中の1件の交通事故において、損害賠償金として66,947円の費用負担が発生し、また、修繕料182,282円(うち相手方負担分57,000円)が支払われていたもので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図</p>	<p>事故発生後、直ちに所属長が事故を起こした職員に対し、交通法規遵守と安全運転励行について厳重注意を行った。 全職員に対しても、事故発生の際に事故の概要と安全運転について周知徹底を図</p>

<p>図られたい。</p>	<p>つた。さらに毎月開催している職員会議において、岐阜県警察本部発行の交通安全啓発広報紙を活用し、交通安全についての職員研修を実施するとともに、所属長や交通安全推進員から安全運転の励行や運転マナーの向上について注意喚起の徹底を図った。</p> <p>また、職員が相互に交通事故防止について注意喚起し合うとともに、管理監督職員や各係長が出張者の健康状態や運転旅程に無理がないか確認するなど、事故防止についてより一層の意識醸成を図っているところである。</p> <p>今後も継続的に注意を喚起し、職員の健康管理に留意しながら交通事故防止を徹底する。</p>
<p>県土整備部</p> <p>機関名 監査結果</p> <p>志取土木事務所 公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料45,260円が支払われていたので、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。</p>	<p>講じた措置</p> <p>所内会議を通じて、全ての職員に対し、パソコンの取扱い時には細心の注意を払うよう、また、パソコン機器周辺は常に整理整頓を行うよう、周知徹底を図った。</p> <p>今後も、定期的に物品の取扱いについて注意喚起を行い、毀損事故の再発防止に努める。</p>
<p>教育委員会</p> <p>機関名 監査結果</p> <p>西濃教育事務所 時間外勤務手当等の支給事務において、休日勤務手当を支給すべきところ、時間外勤務手当を支給しているものがあつたので、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>講じた措置</p> <p>指導事項を受けて、所内において改めて条例、規則等に基づき手当支給制度について再確認を行った。</p> <p>今後は、時間外勤務手当等計算支援ツールを活用し、適正な手区分となっているか、支給事務の主任者、副主任者等複数人によるチェックを徹底して再発防止に努める。</p>
<p>美濃教育事務所</p> <p>外付けハードディスクの管理事務において、「USBメモリ及びその他の外部記録媒体使用記録簿」に記載して情報セキュリティ取扱管理者の許可を得ることなく、職員が外付けハードディスクを利用していた</p>	<p>予備監査での指摘を受け、所内職員に対して、外付けハードディスクを常時使用する場合にも、「USBメモリ及びその他の外部記録媒体使用記録簿」に記載し、情報セキュリティ取扱管理者の許可を得る必要</p>
<p>ものがあつたので、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>があることを周知し、徹底した。あわせて、所内会議において、情報セキュリティに関する研修を行い、情報セキュリティ基本方針等を遵守するよう周知した。</p> <p>今後も継続して注意喚起を行い、適正な事務処理に努める。</p>
<p>岐阜城北高等学校</p> <p>公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料65,016円が支払われていたので、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。</p>	<p>当該職員に対し所属長から厳重に注意するとともに、パソコンの取扱いについて一層の注意を払うよう指導を行った。</p> <p>また、職員会議において、パソコンをはじめとした物品の適正な管理及び取扱いについて、改めて周知徹底した。</p> <p>今後も、定期的に職員会議等で物品の管理等について研修を実施し、職員への周知徹底と毀損事故防止の意識向上を図り、事故予防に努める。</p>
<p>大垣北高等学校</p> <p>公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料84,888円が支払われていたので、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。</p>	<p>毀損事故発生直後の職員会議において、全職員に対して事故発生原因の周知及び日頃からのパソコンの適切な使用と管理について注意喚起を行った。</p> <p>今後も職員会議において、県有物品の適正な使用、管理等について繰り返し周知徹底し、再発防止に努める。</p>
<p>関高専学校</p> <p>公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料86,724円が支払われていたので、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。</p>	<p>当該職員に対し、ノート型パソコンの適正管理について指導した。また、所属内の職員に対し、職員会議及びメールで、日常の利用方法等、パソコンの適正な使用及び管理を周知徹底し、毀損事故防止の意識向上を図った。</p> <p>今後も継続して周知を行い、毀損事故の再発防止に努める。</p>
<p>加茂高等学校</p> <p>公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料81,468円が支払われていたので、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。</p>	<p>平成30年12月7日、メールにより、全職員に対しパソコンの毀損防止について注意喚起を行った。</p> <p>今後も職員会議等の機会に、物品の慎重な取扱いについて、定期的に注意喚起し、毀損事故の再発防止に取り組み。</p>
<p>可児高等学校</p> <p>公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料99,736円</p>	<p>当該事故発生直後の職員会議において、全職員に対し、パソコンの故障原因となる</p>

多治見高等学校	物品の管理事務において、ビデオテープレコーダなど2件(取得価格計71,460円)を丢失していたので、今後は物品管理の一層の徹底を図るとともに、再発防止に努められたい。	事例を紹介するなど、パソコンの適切な使用と管理について周知徹底を図った。 以後も毀損事故防止のため、物品の取扱いについて職員への注意喚起を行い、再発防止に努めている。 職員会議等を通じて、物品の供用場所を移動する、あるいは廃棄を行いたい場合は、必ず事務部へ連絡することを職員に周知徹底した。 また、今後の現物実査においては、実査担当者と供用主任者の複数人による目視確認、物品一覧表と備品整理票の確實な突合等、適切な方法による実施を徹底し、再発防止に努める。
---------	---	---

平成三十一年一月二十八日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三一
岐阜文芸社